



『お試し』だけのつもりが『定期購入』になっていた!?

事例:

【事例1】

ネット通販で育毛剤を注文し、初回の商品が届いた。その後、2回目の商品が届いたので、業者に解約の連絡をしたところ、「2回目の商品代金9,900円を払ってもらいたい。」と言われた。2本届いているが、必要がないので、返品したい。
(2021年4月受付 60歳代 男性)

3回継続!?
定期購入?

【事例2】

テレビショッピングで育毛剤を購入した。定期購入で3回の購入が条件になっている。解約したいがどうしたらよいか。
(2020年6月受付 60歳代 女性)



※消費者庁イラスト集より



トラブルにあわないためのアドバイス



※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第359号参照

- インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については事業者が定めた特約（返品特約）に従うこととなります。商品を購入する際には、目立つように表示されている「初回300円」「初回実質0円（送料のみ）」といった価格等だけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払うことになる総額等、契約内容をよく確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の○日前までに申し出が必要」のように申請期間に制限がある、通常価格を支払う必要がある等、条件が定められているケースがみられます。解約・返品できるか、解約・返品できる場合の条件をしっかりと確認しましょう。
- 困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください（消費者ホットライン188も使用できます）。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分